

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 松尾工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 27.補足事項 27-1 設計図書の変更及び追加について	左記の(15)には、「No.179+20.00跨道橋の躯体及び杭構造の変更をする。」とありますが、図面に示されている構造に対し技術提案を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	交付された設計図書に基づき、技術提案を行ってください。
2	設計図 No.179+20.00跨道橋(下部工) 5/17から12/17	親柱の躯体は上部工の施工範囲として図示されていますが、フーチングに定着する親柱の鉄筋は本工事の施工範囲でしょうか。施工範囲である場合、親柱の鉄筋が存在する状態で、土留め壁を先行して施工するのでしょうか。	設計図 No.179+20.00跨道橋(下部工) 7/17に示す注意書きをご確認ください。 なお、施工手順については、貴社の施工計画に基づきお考えください。